

「介護保険制度の見直しに関する意見（素案）」に対する意見

2013年11月27日
一般社団法人 日本経済団体連合会
専務理事 久保田 政 一

I. 1（5）介護予防の推進（p7～p8）について

- 全ての高齢者を対象とする居場所や出番づくりなど、高齢化に対応した地域づくりは、自治体が税財源で行うべき事業と考える。介護保険の保険者である市町村が、保険者機能を発揮するために実施する場合においても、1号被保険者の保険料で実施すべきものである。
- 介護予防事業（一般介護予防事業）の機能強化に際しては、介護予防事業全体の重点化・効率化を図りつつ、成果をあげることが期待される。その進捗状況について広く共有するとともに、効率的・効果的に事業展開しているか検証する仕組みを設けることを提案したい。

II. 2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し（p11～p12）について

- 総合事業の事業費の上限（p11）についての記述は、上限の定め方や上限の実効性の点で曖昧である。保険料負担者の理解と納得感が得られる事業実施となっているか、進捗状況を確認する機会を設けていただきたい。特に、事業費の伸びが後期高齢者数の伸びを超えている場合があれば、介護保険部会等で報告いただきたい。

III. 今後に向けて（p31）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、給付の重点化・効率化に向けた不断の取組が必要である。この点を、報告に明記していただきたい。

以 上